

東京臨海広域防災公園マネジメントプラン

東京臨海広域防災公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

はじめに	21-3
I 東京臨海広域防災公園の基本的事項	21-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 東京臨海広域防災公園の開園概要	21-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 東京臨海広域防災公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	21-7
2 取組方針	21-9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
IV 図面・写真	21-19
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
東京臨海広域防災公園の現況写真	
占用基準を緩和する区域図	
<資料編>	21-24
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 東京臨海広域防災公園に関する資料	



はじめに

「東京臨海広域防災公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 東京臨海広域防災公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第9・5・4号東京臨海広域防災公園
- ・位置 江東区有明三丁目地内
- ・面積 13.2ha
- ・種別 広域公園
- ・決定告示 平成15年11月6日 東京都告示第1210号

(2) 東京臨海広域防災公園の基本的な性格・役割

本公園は、東京臨海部・臨海副都心北東部に位置する都市計画公園である。「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点」(都市再生プロジェクト第一次決定、平成13年6月)として位置づけられ、都県単独では対応不可能な広域あるいは甚大な被害に対し、国及び地方公共団体が協力して、広域的な救助活動や災害対策活動の核となる現地対策本部機能を担っている。

本園は、「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点」として、首都圏広域防災のヘッドクォーターの役割を果たすため、北半分を国営公園(約6.7ha)、南半分を都立公園(約6.5ha)として整備され、平常時には、国営公園と一体となって、災害発生に備えた各種の防災訓練や防災に関する体験・学習、訓練などの場として利用されるとともに、東京湾臨海部の緑の拠点として魅力的な憩いの場を提供するものである。一方、発災時には、指令機能をはじめ災害活動の拠点の役割を担っている。開園時間は、原則として午前6時から午後8時までであり、発災時の円滑な利用転換のために夜間は閉園する。

(3) 整備計画

東京臨海広域防災公園整備計画(平成19年)

①平常時から活用される防災拠点・発災時の機能発揮に備えた平常時運用

本公園が首都圏の広域防災のヘッドクォーター等としての機能を発揮するためには、発災時に備えた施設の運用等を平常時から行なう必要がある。そのため本公園は、本部機能を果たす施設やオープンスペースを平常時から活用し、関係機関が連携して防災に関する情報交換や各種シミュレーション・訓練など、発災時に備えた活動を行なう場とする。

②災害に対応できる知・技・心の習得

本公園は、臨海副都心に位置する大規模なオープンスペースという立地条件を生かし、広く国民が様々な体験・学習・訓練を通じて、防災への関心を高め、実際に災害に対応できる知識や知恵、技術、自助・共助の心を習得する場とする。

2 過去の取組の成果等

(1) 過去の取組の成果

「東京臨海広域防災公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去 7 年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園

占用基準を緩和した民間活力導入によるヨガ等のイベントが実施された。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災トイレや防災照設、大型緊急車両の通行を想定した園路等、避難場所としての防災施設の整備を実施した。

○スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

スポーツ教室等スポーツイベントを実施した。

(2) 東京臨海広域防災公園の方針と取組内容

本公園は、過去 7 年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

- ・国営公園や様々な団体、機関、地域との連携による防災力の確保
- ・都民と一体となった「体験・学習」を通じた防災の理解促進
- ・「環境」に優しく、持続的発展が可能な管理

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画

- ・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年 7 月）
- ・江東区地域防災計画（令和 2 年度修正）（令和 3 年 3 月）
- ・防災基本計画（令和 4 年 6 月）

II 東京臨海広域防災公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称 都立東京臨海広域防災公園
(とうきょうりんかいこういきぼうさいこうえん)
開園日 平成22年7月1日
開園面積 65,197.12㎡(令和4年9月1日現在)
北側の国営公園(約67,000㎡)と一体的な公園となっている。
公園種別 広域公園
所在地 江東区有明三丁目
アクセス りんかい線「国際展示場」、ゆりかもめ「有明」

(2) 主な公園施設

多目的広場、草地広場

2 利用状況等

(1) 利用概況

東京臨海新交通臨海線(ゆりかもめ)有明駅に隣接して位置し、交通至便の位置にある。防災関連の体験学習や各種のイベントに利用されているほか、平日は周辺の病院や商業・業務施設等の勤務者・利用者等が昼食や散策・休息等に訪れている。また、ボランティアにより、公園出入口部において花壇づくり等が行われている。

(2) 利用者動向(推計値)

・年間利用者数の推移

年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
年間総計(人)	158,212	220,008	381,190	415,558	339,559

・月別利用者数の推移

3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人)	16,117	22,770	11,256	8,968	7,609	13,611
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
158,212	12,562	15,711	12,830	12,914	10,761	13,103

(3) 主な活動団体(詳細は資料編参照)

1団体・18名が、花壇作りなどを行っている。

(4) 主な催し物開催状況(令和3年度実績は資料編参照)

「ぼうさいモーターショー」「地域連携によるにぎわいイベント」などが行われた。

Ⅲ 東京臨海広域防災公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：東京2020大会をレガシーとして継承する都立公園

【プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト】

障がい者や高齢者等の社会的障壁の除去を推進するために東京2020大会に向けてユニバーサルデザイン化をした施設について、適切な維持管理を行っていく。

また、大会の機運を高めるため実施してきたイベントについては、大会レガシーとして継続するとともに、さらなる発展を促進する。

◎主な取組確認項目：施設管理の取組、大会レガシーとしての取組

■目標2：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

- ・内閣府による指定
本部棟《国営公園内》
基幹的広域防災拠点（全域）
- ・東京都震災対策条例に基づく指定
地区内残留地区
- ・東京都地域防災計画による指定
大規模救出救助活動拠点候補地
医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地（ヘリポート）
- ・江東区地域防災計画による指定
地区内残留地区

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標3：水と緑のネットワークを形成する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本公園は東京湾や都市開発等により整備された公開空地の緑地等と近接しており、臨海部の水と緑のネットワークを形成している。周辺施設との水と緑の繋がりを意識した管理運営を実施していく。

◎主な取組確認項目：植栽管理・施設管理の取組

■目標4：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

さらに、都立公園の魅力をさらに高め、東京の活性化に寄与するため、占用基準を緩和した区域でのイベント開催を進めていく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、各項目の主旨はもとより安全・安心や環境への取組み等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定め、各ゾーンの特徴を際立たせて効果的な予算の執行等を図る上での基本的な方針とする。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。また、本公園は国営公園と一体運営のため、参考として、国営公園部分のゾーンも含めて記載する。

●平常時のゾーン別利用特性

①：センター施設ゾーン【国営公園部分】

- ・防災に関する体験・学習・情報発信の拠点となる「体験学習施設」や公園管理事務所等を有する本部棟が配置され、本公園の中心的な役割を担う。
- ・噴水や花壇、緑陰を有する来園者の休憩・休息の場として利用されている。

②：屋外訓練ゾーン【国営公園部分】

- ・本部棟内の「体験学習施設」と連携し、防災関連機関や一般来園者による屋外訓練や防災関連イベント等のための広場として利用されている。
- ・平坦な芝生広場と遊歩道・緑陰を有する来園者の休憩・休息の場として利用されている。

③：多目的ゾーン【都立公園部分・国営公園部分】

- ・消火訓練、救助訓練など各種防災訓練の場としての利用に対応していく。
- ・広がりのある草地広場は、散策・休息のほか、軽い運動やピクニックを楽しむなどの利用に対応していく。
- ・多目的広場は、草地広場と一体となり、休憩・休息のほかに防災関連など様々なイベント利用に対応していく。
- ・草地広場の外周部は、緑陰をつくる樹木や花木等を育成し、季節感のある憩いの場としていく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部

本公園の外縁部で、幹線道路に面する所では、非常時の利用に支障を来さない範囲で、道路植栽等と一体となった良好な沿道景観の形成を図る。また、落ち葉や落枝、越流水などにより、隣接地に直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

●発災時のゾーン別利用特性

④：有明の丘基幹的広域防災拠点施設（本部棟）【国営公園部分】

- ・緊急現地対策本部が設置され、被災情報のとりまとめや、応急対策活動の調整（被災地内における広域的な資源配分の調整等）が行われる。

⑤：災害医療支援【国営公園部分】

- ・救助活動と医療活動の適切な連携のための情報共有化、トリアージの実施のための資機材・設備の提供等、広域医療搬送の拠点となる。

⑥：広域支援部隊等コア部隊ベースキャンプ【都立公園部分・国営公園部分】

- ・広域支援を行う警察、消防、自衛隊の各部隊の統制所となる。

⑦：ヘリポート【都立公園部分・国営公園部分】

- ・人員・物資輸送、支援部隊等の活動のためのヘリポートとなる。

⑧：広域支援部隊等ベースキャンプ【都立公園部分】

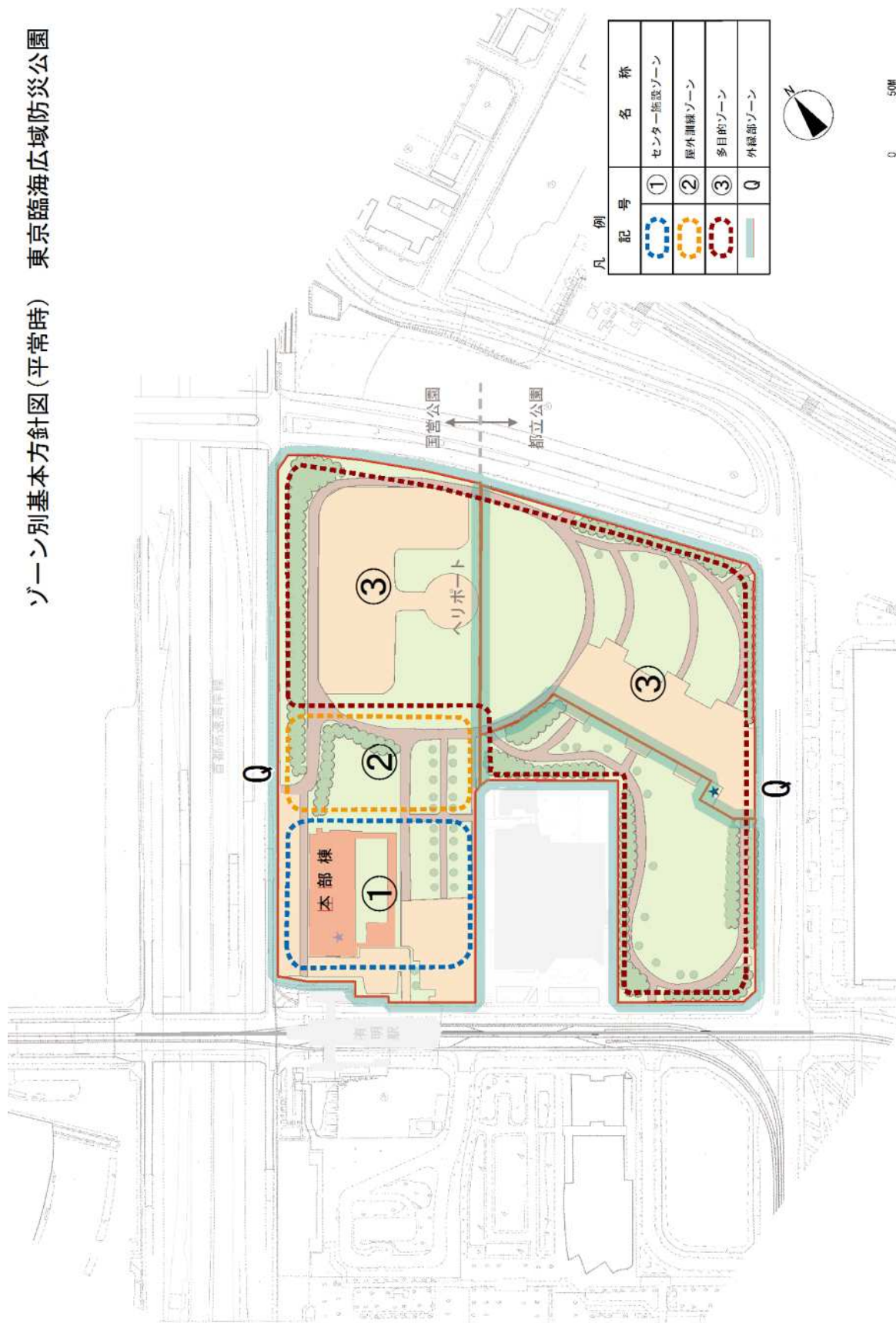
- ・広域支援部隊や発災地域外から集結するボランティア等のための活動・統制所・駐車場となる。
- ・時々刻々に変化する支援状況に応じて、医療支援物資や仮設資材等の置き場や、周辺施設との連携による救援物資の中継基地として活用される。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

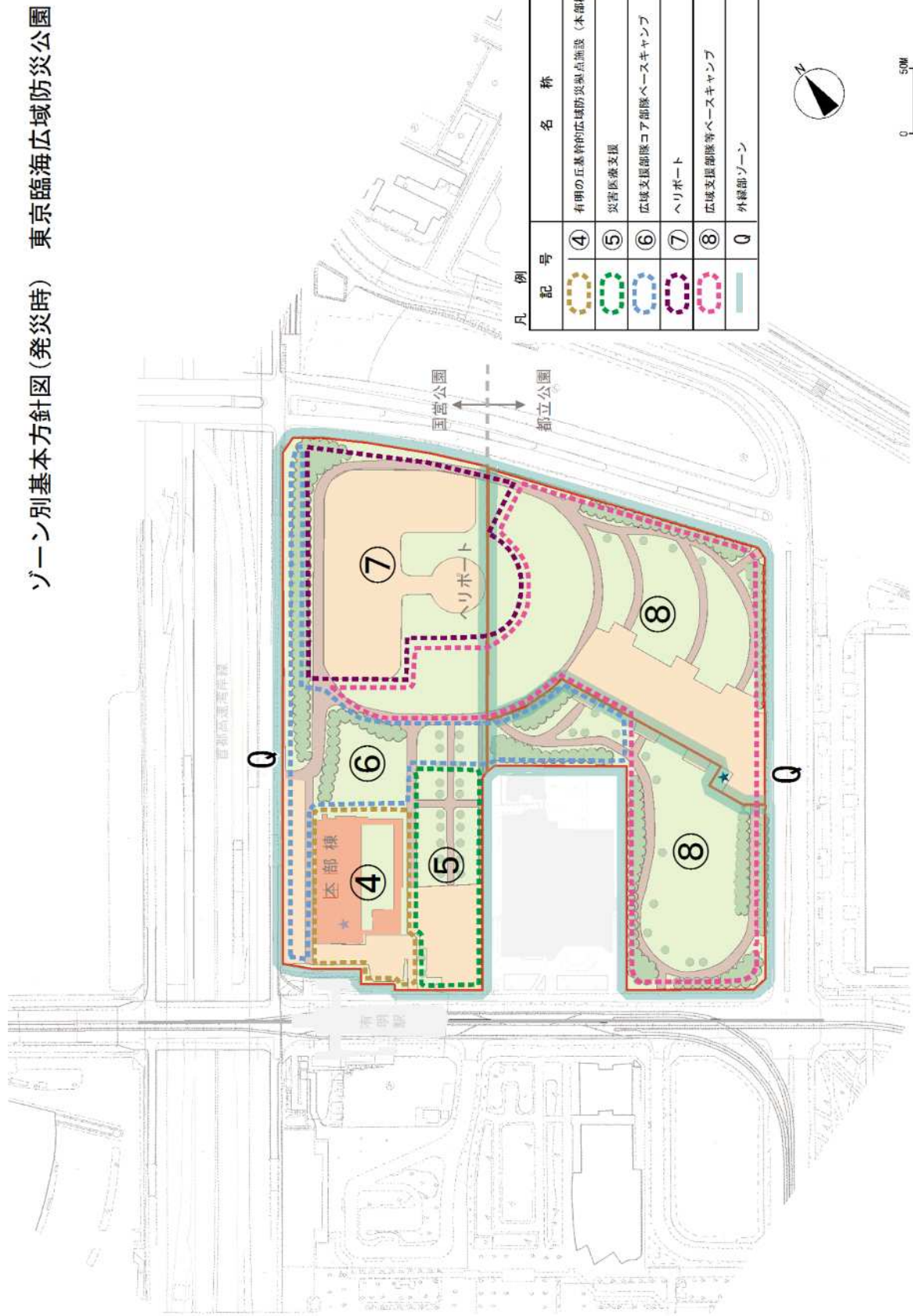
ゾーン別基本方針図(平常時) 東京臨海広域防災公園



凡例号	名称
①	センター施設ゾーン
②	屋外課履ゾーン
③	多目的ゾーン
Q	外緑部ゾーン

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都総局R/2500の地図図を使用して作製したものである。(承認番号) 26都市基設第350号

ゾーン別基本方針図（発災時） 東京臨海広域防災公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都編入/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都府基安第350号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①基幹的広域防災拠点として

草地広場は、ヘリポートや警察、消防、自衛隊の各部隊の活動拠点としての使用が想定されるため、広域的な救助活動等の支障とならないよう、広場空間を維持する。

外周部は、防風植栽帯として遮蔽性がある植栽帯を確保する。また、ヘリポート、多目的広場より南側及び東側のエリアは、ヘリコプターの離発着に留意する。

②魅力的な憩いの場としての維持管理

草地広場は、レクリエーションの場として、安全・快適に利用できる広場空間を維持する。また、広場に潤いを添える花壇や、ゆったりと休憩できるスペースづくりを行う。

草地広場外周部は、草地広場を快適な憩いの場とするため、緩衝緑地帯とするほか、広場の緑陰となる植栽を維持する。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①基幹的広域防災拠点としての機能確保

発災時には、国営公園及び内閣府と連携し、来園者の安全確保や基幹的広域防災拠点の開設を速やかに行う必要があるため、防災訓練の実施などを通して関係機関と綿密な連携調整を行い、常に準備を整えておく。

②都民の防災体験・学習の場としての充実

国営公園の「体験学習施設」との連携を強化し、防災訓練や防災に関するイベントなどにより都民の防災への関心を高め、災害時に役立つ知識、技術、意識の習得を図っていく。

③民間活力導入・パートナーシップの推進

都立公園の活性化や魅力向上を目的に、一部の広場において、民間の活力・ノウハウ・資金を導入したイベント等を受け入れるため、占用許可の基準を緩和している。

④スポーツによる健康づくり

広場などを活用して、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なスポーツイベントを開催することなどにより、都民の健康づくりを進めるとともに、東京 2020 大会の開催により気運が高まった多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討する。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

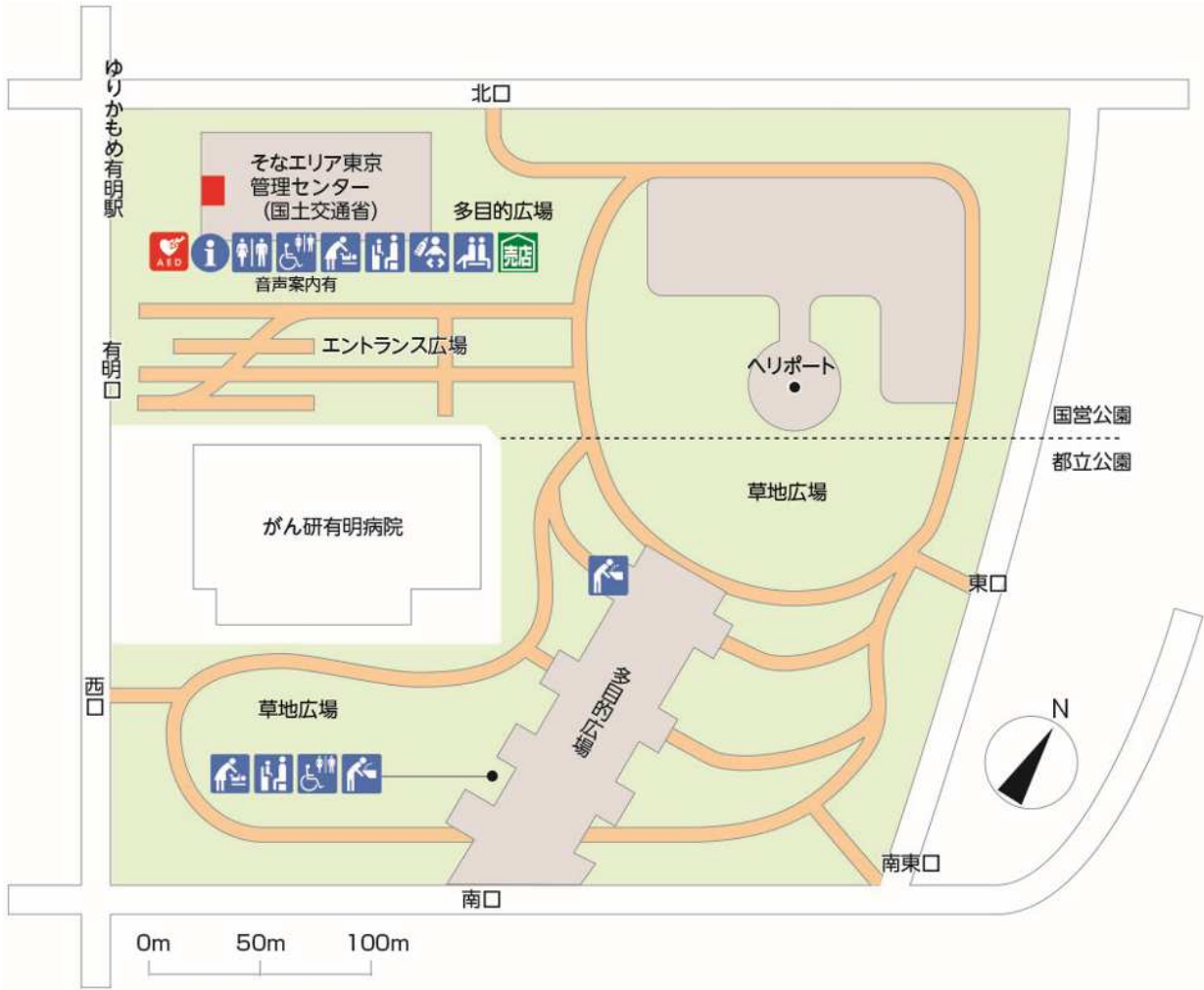
- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事件事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

IV 図面・写真

現況平面図 東京臨海広域防災公園（令和3年4月1日時点）



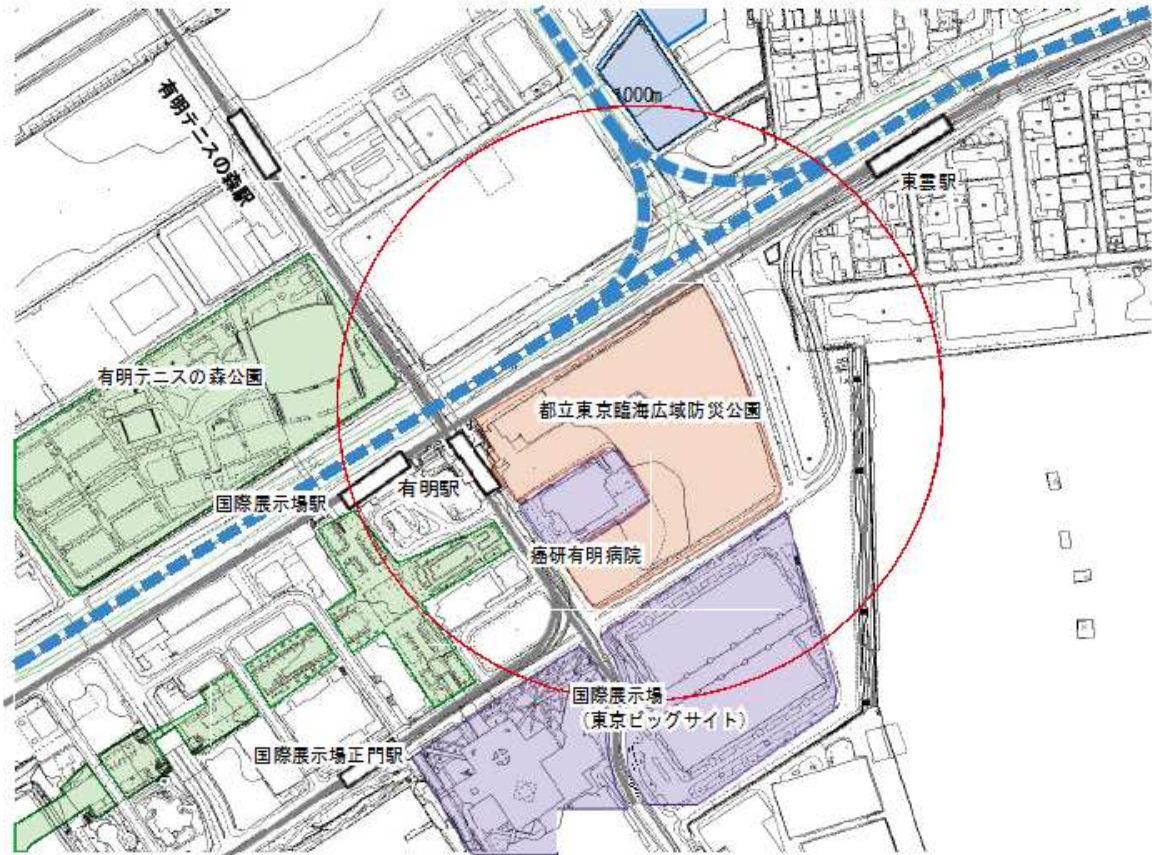


- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

©東京都

周辺土地利用図（地図）

東京臨海広域防災公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道

0 500 1000M



東京臨海広域防災公園の現況写真【令和4年6月撮影】

①有明口付近の本部棟



⑤多目的広場（ヘリポート）



②エントランス広場



⑥西口に向かって草地広場を望む



③ヘリポート



⑦西口から草地広場を望む



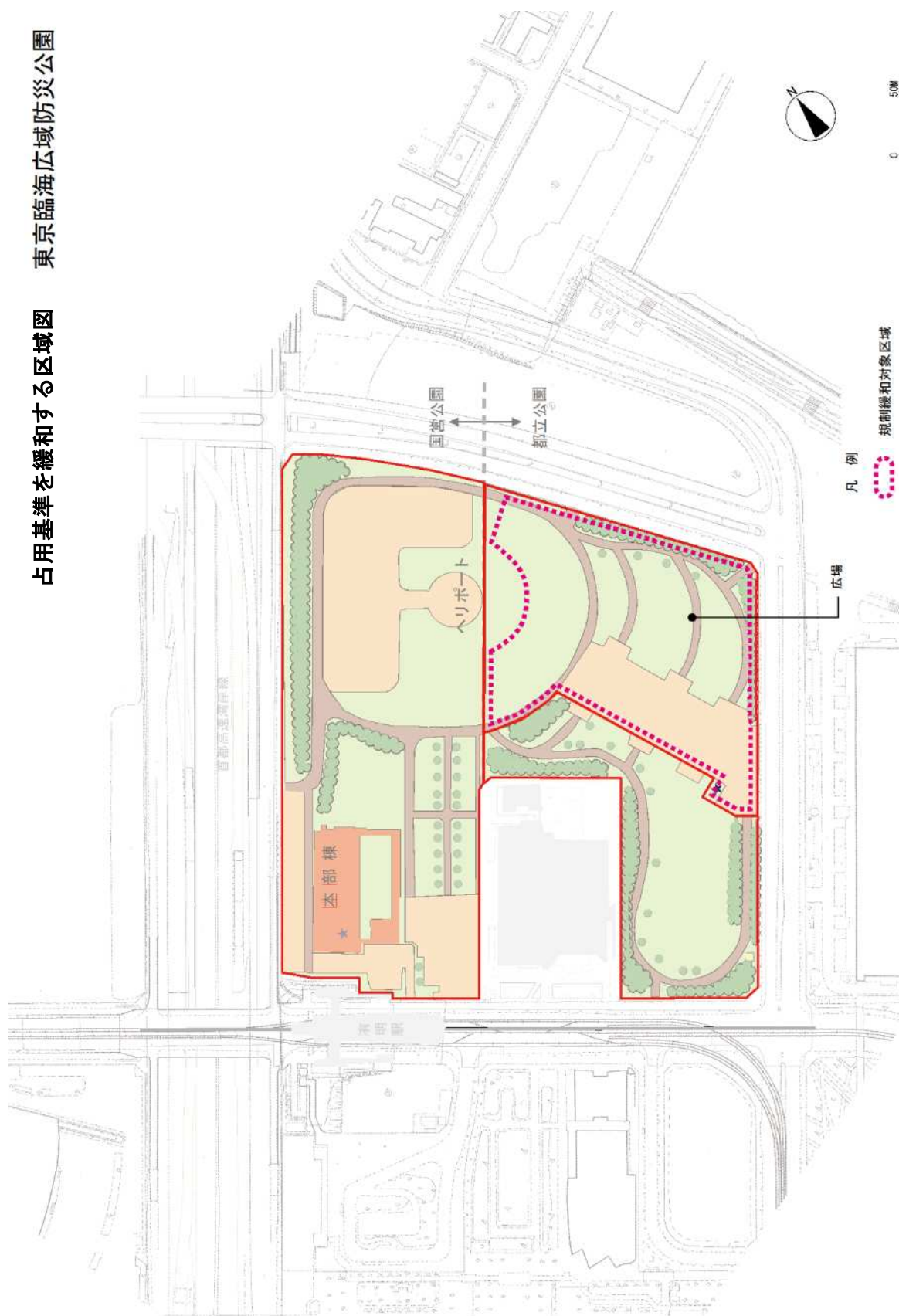
④そなエリア東京管理センター



⑧西口付近の花壇



占用基準を緩和する区域図 東京臨海広域防災公園



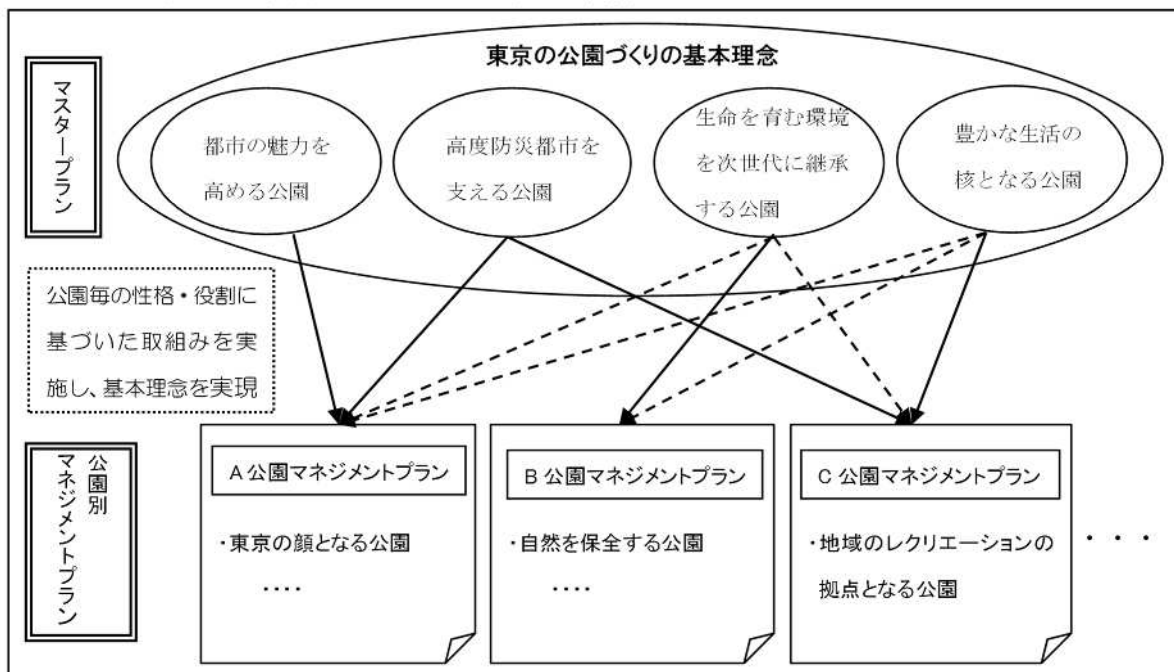
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京府地図/2500の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 26(都)基交第357号

<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、東京臨海広域防災公園が担うことになるプログラムには◎を、東京臨海広域防災公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 東京臨海広域防災公園

基本理念	プロジェクト	プログラム		
都市の魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピックをレガシーとした公園の整備	◎
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	◎
			多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	◎
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	帰省緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	◎
(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上		指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○	
高度防災意識都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
	(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
			公園施設の適切な点検と維持・更新	○
	環境負荷の少ない公園づくり	○		
に生命を継承する公園環境を次世代	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	既存公園の再生整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	○
多摩の森林の大切さを公園でアピール			○	
豊かな理念生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発現事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○
	公園でのスポーツによる健康づくり		◎	
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
			公園・動物園サポーター制度の実施	○
		(2)都民からの寄付の受入れ	都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
			ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進		鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○	
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

資料2 東京臨海広域防災公園に関する資料

(1) 公園の沿革

平成 13 年 6 月	都市再生プロジェクト第一次決定で「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備」を決定
平成 13 年 7 月	第 1 回首都圏広域防災拠点整備協議会 ^(※) 開催 (※) 国の関係機関及び首都圏の八都府市がメンバーとなり、「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備」について協議する場 (事務局：内閣府)
平成 14 年 7 月	第 5 回首都圏広域防災拠点整備協議会で、有明の丘地区が基幹的広域防災拠点の整備箇所に決定
平成 14 年 12 月	第 6 回首都圏広域防災拠点整備協議会で、有明の丘地区については、国と都が 2 分の 1 ずつの分担で整備することを決定
平成 15 年 1 月	第 7 回首都圏広域防災拠点整備協議会で、「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点整備基本計画」を決定
平成 15 年 3 月	都市公園法施行令を改正し、広域的な救援活動の拠点となる国営公園の整備基準を新設
平成 15 年 11 月	東京都告示第 1210 号「東京臨海広域防災公園」として都市計画決定
平成 16 年 8 月	第 8 回首都圏広域防災拠点整備協議会で、「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点整備基本計画」を変更
平成 16 年度	港湾局所有地の有償所管換開始
平成 19 年度	主動線部分の地盤改良実施
平成 20 年 6 月	「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」竣工 〔国土交通省・内閣府施設〕
平成 20 年度	港湾局からの有償所管換完了（面積計 65,197.12 m ² ）
平成 22 年度	国営公園の開園にあわせ、ヘリポート（国営公園と一体）、多目的広場などの主要部分開園
平成 23 年度	全面開園

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・東京湾北部に埋立造成された土地である。
- ・全体的に平坦な地形である。
- ・公園の南東側は、東京湾まで建築物等の遮蔽物がなく、潮風の影響を受ける。

2) 社会的環境

- ・臨海副都心の東端に位置し、北側は国営公園及び癌研有明病院と隣接し、その他の周囲を幹線道路に囲まれている。
- ・国営公園とは連続しており、実質的に一つの公園として機能する。
- ・国営公園と一体となった敷地は、ほぼ正方形で、北側は国道 357 号線、西側は環状 2 号線及びゆりかもめ軌道、東側は放射 34 号線、南側は臨港道路に接している。

- ・交通手段としては、ゆりかもめの有明駅が近接、東京臨海高速鉄道りんかい線の国際展示場駅から約200mの位置にある。車の場合は、首都高速台場線台場インターから約1.5kmの位置にあり、交通の利便性は高い。
- ・近隣には、臨海副都心を東西に結ぶ都立シンボルプロムナード公園、都立有明テニスの森公園、東京国際展示場（東京ビッグサイト）などの施設がある。東京ビッグサイトでの大規模イベント時には、周辺の公園等にも多くの利用者が訪れる。

(3) 園内のトピックス

① 広域支援部隊等コア部隊ベースキャンプ

広域支援を行う警察、消防、自衛隊の各部隊の統制所として合同現地対策本部との連携を密に取るため、広域支援部隊等コア部隊のベースキャンプとして活用可能なオープンスペース。〔都立公園部分・国営公園部分〕

② ヘリポート

人員・物資輸送、支援部隊等の活動のためにヘリポートとして活用可能なオープンスペース。〔都立公園部分・国営公園部分〕

③ 広域支援部隊等ベースキャンプ

広域支援部隊や発災地域外から集結するボランティア等のための活動・統制所・駐車場としての機能を果たすことができるオープンスペース。〔都立公園部分・国営公園部分〕

【参考】国営公園部分

④ 本部棟

合同現地対策本部を置き、被災時の情報収集・集約、国、被災都県市、関係機関との連絡調整、応急復旧活動の指揮を行うなどの本部棟機能、平常時の防災教育及び公園管理を行う事務所、会議室等を有する。

⑤ 災害医療支援

救助活動と医療活動の適切な連携のための情報共有化、トリアージの実施のための資機材・設備の提供等、災害時医療支援体制の支援機能を発揮するための場所として活用可能なオープンスペース。

(4) 利用状況等データ

1) 公園占用の状況

(件)

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	21	38	133	36	76
映画等の撮影	6	5	5	5	1
その他	1	1	6	3	4

2) 主な催し物（令和3年度実施分）

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	ぼうさいモーターショー	6/5～6/30・ 11/2～11/28	416人
	2	東日本復興支援熱気球イベント	3月	210人
	3	ぼうさいアスレチック	8月7日	7人
	4	ストローハウスでおうちづくり	8月21日 1月8日	19人 18人
	5	自然観察会	9月20日	10人
	6	開園10周年記念イベント	3月5日 ～27日	76人
協働 都民	1	地域連携によるにぎわいイベント	10月17日 10月24日	26人 18人
	2	野鳥の生息調査	3月	225人
自主 事業	1	ふれあい動物園	11月	202人
	2	プレーパーク	12月	91人
占用 基準 緩和	1	Sakura Yoga	4月3日	—

指定管理者以外による催しのうち、「占用基準緩和」欄は、都立公園活性化のために都立公園条例に基づく占用許可の基準を緩和して実施されたもの。

3) 主な活動団体（令和3年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
植物ボランティア ガーデニングクラブ	花壇作り、中低木の簡単な剪定等	18